

運営体制の充実を図るための取組

1 外部理事・外部監事の選任に向けた取組

令和7年度時点では、業務執行理事（理事長、常務理事）を除く理事及び監事全員が、公益認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）に定める、外部理事及び外部監事の要件を満たしていることを確認した。

外部理事（理事のうち1名以上）は次の要件を全て満たす者

- ・当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者
- ・公益財団法人である場合は、その設立者でない者

外部監事（監事のうち1名以上）は次の要件を全て満たす者

- ・就任前10年間に当該法人又は子法人の理事又は使用人であったことがない者
- ・公益財団法人である場合は、その設立者でない者

2 外部理事・監事への情報提供等の取組

(1) 文化情報マガジン「t o y o u」の発行

文化行事等の情報をとりまとめた文化情報マガジン「t o y o u」を毎月発行し、外部理事・監事に配布することにより情報提供を行った。

(2) 各種事業の開催時における情報提供

財団が実施する各種事業の開催時に、事業のチラシ及び来場の案内等を、外部理事・監事に配布することにより情報提供を行った。